

2020

人権週間

12月4日
～10日



世界人権宣言
シンボルマーク

一人ひとりが大切にされるまちを実現するために

今年、1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されて、72年目を迎えます。「すべての人間が生まれながらに基本的人権をもっている」ことを初めて国際的に謳ったこの宣言の重要性や価値を理解し広めていくことが、私たち一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために重要であると考えます。

しかしながら現在、国内での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、偏見による不当な差別やいじめ等の人権侵害が起きています。

正しい知識に基づいて冷静に行動することが、この感染症に関わる人権侵害をなくすことにつながります。みんなで、一人ひとりが大切にされるまちづくりを進めていきましょう。



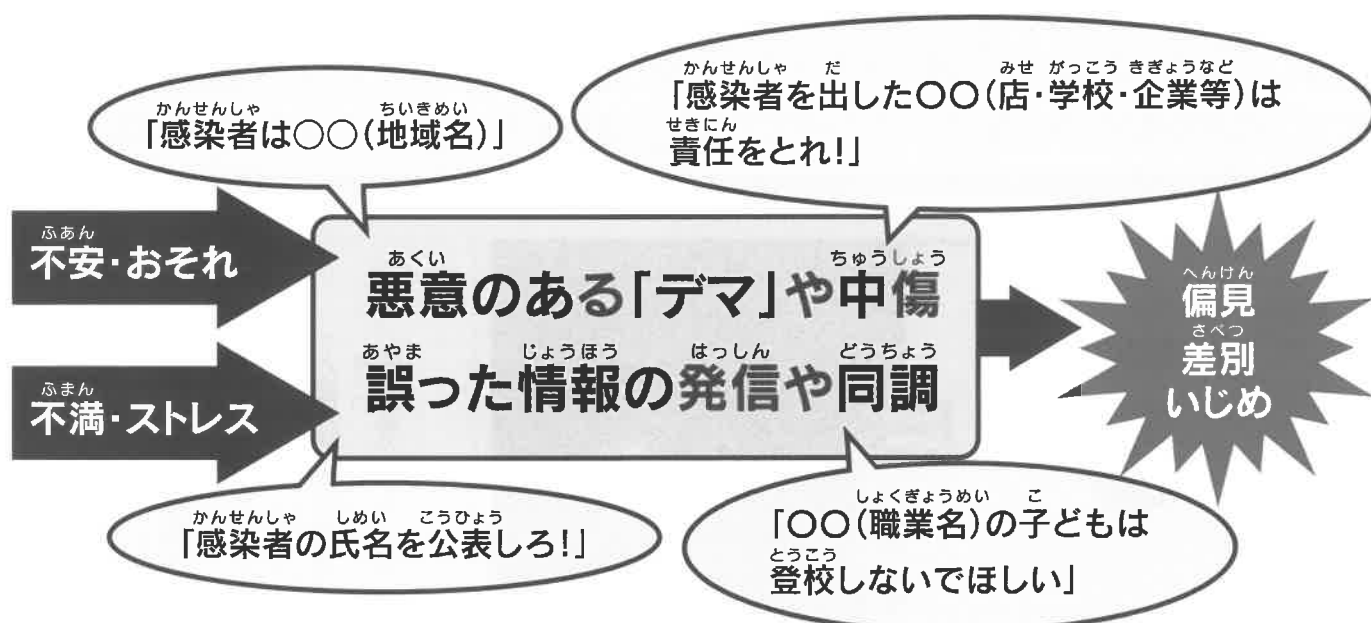
やめしりつ にしちゅうがっこう
八女市立西中学校 1年 末継晴のさん
画題「自分自身を見て」
作者よの一言
「人種などの偏見で人を判断せずに、その人自身を見てほしい。自分が差別をしていないか見つめ直してほしいという思いをこめました。」

みんなとつながり、 みんなで支え合うまちをめざして



新型コロナウイルス感染症に 関する差別や偏見!

新型コロナウイルス感染症そのものへの強い不安や恐れが、誤った情報の発信や誹謗・中傷などにつながり、この感染症に関わる偏見や差別を拡大させています。



過度な不安や恐れから、誤った情報などに惑わされたり、同調したりしないことが大切です。
「乗り越えるためには、医療と同じくらい人権への配慮が大切」

みんなでつながり、支え合いながら、感染も差別も防いでいきましょう。

【新型コロナウイルス感染症人権相談窓口】

福岡県新型コロナウイルス感染症 電話による人権相談窓口【みんなの人権110番】
電話番号：0570-003-110（平日午前8時30分～午後5時15分まで）

For foreigners: Foreign-language Human Rights
Hotline : 0570-090-911

中文, 한국어, English, Tiếng Việt, Filipino, Português,
ภาษาไทย, Bahasa Indonesia, español, नेपाली



インターネット人権相談(法務省) <https://www.jinken.go.jp/>